

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応重点支援給付金事業	①エネルギー、食料品等の価格上昇が長期化し家計負担が増大している市民の生活を下支えし、地方経済への波及も期待できる即効性の高い対策として現金給付を実施する。 ②市民一人あたり1万円の現金給付 ③職員手当等(時間外手当)900千円 需用費165千円 役務費65千円 委託料446,013千円 (給付金原資 10千円×39,000人=390,000千円を含む) 使用料及び賃借料70千円 計 447,213千円(給付金390,000千円、事務費57,213千円) (うち交付金充当349,713千円) ④基準日(R8.1.20)時点で丹波篠山市に住民登録がある者 (※R8.1.21以降に死亡又は転出をした者を含む) ただし、R8.1.21からR8.3.31までに出生または転入した者も支給対象者とする。	R8.1	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食調理費における物価高騰対策事業	①物価高騰の影響を受け、不足が生じる学校給食調理費について交付金を充当する。給食費の値上げを抑え子育て世帯への負担軽減を図り、また子どもの健全な心身の育成を支える。 ②学校給食調理費(高騰分) ③R7食数延べ600,000×高騰分見込み50円=30,000千円 ④市内の学校、園に通う児童等の保護者 ※食数に教職員分は含まない	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費保護者負担分一部無償化事業	①物価高騰に伴い子育て世帯の養育費や生活費が増加していることを踏まえ、義務教育である小・中学生等の給食費を半額に減額し、交付金を充当する。給食費を減額することで、物価高騰により養育費や生活費が増加している子育て世帯の経済的支援を図り、また子どもの健全な心身の育成を支える。 ②小・中学生等の給食費(R6給食費の半額) ③小学生 @125×336,000食=42,000千円 中学生 @140×162,000食=22,680千円 ④市内の学校、園に通う児童等の保護者 ※教職員の給食費は減額対象に含まない	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策における高校生等医療費助成事業	①物価高騰に伴い養育費や生活費が増加していることを踏まえ、高校生等の通院の保険診療にかかる医療費の助成を行い、交付金を充当する。医療費の助成を行うことで高校生等を養育する子育て世帯の経済的支援を図り、また子どもの健全な心身の育成を支える。 ②事務費 2,569千円 高校生等医療費 10,695千円 ③需用費 34千円 役務費 522千円 委託料 2,013千円 高校生等医療費 10,695千円 ④高校生等を養育する保護者	R7.4	R8.3
5	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	学校施設等電気代高騰対策支援事業	①物価高騰の影響により高騰した市内の学校施設等の電気代に対する負担軽減を図り、市の教育予算への負担を軽減する。また、学校教育環境の質の維持に資する。 ②市内の小中学校・特別支援学校・幼稚園、運動施設、文化教育施設等 電気代高騰分(R4比較) ③電気代 7,516千円 R4 年間電気代 74,484千円 R7 年間電気代(見込)82,000千円 高騰分 82,000千円-74,484千円=7,516千円(うち2,446千円に交付金を充当) ④市内小中学校・特別支援学校・幼稚園等、運動施設、文化教育施設等	R7.4	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策におけるこども医療費助成市単独事業	①物価高騰に伴い養育費や生活費が増加していることを踏まえ、小学校4年生から中学3年生までの医療費の助成を行い、交付金を充当する。医療費の助成を行うことで小学校4年生から中学3年生までを養育する子育て世帯の経済的支援を図り、また子どもの健全な心身の育成を支える。 ②小学校4年生から中学3年生までの医療費(【市単独事業分】2割分及び所得制限以上の所得の世帯分) ③小学校4年生から中学3年生までの医療費(【市単独事業分】2割分及び所得制限以上の所得の世帯分) 市単独事業分(通院)45,750千円+(入院)2,963千円=48,713千円(うち1,652千円に交付金を充当) ④小学校4年生から中学3年生までを養育する保護者	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食調理費米価高騰対策事業	①物価高騰の影響を受け、不足が生じる学校給食調理費の米価高騰部分の購入費について交付金を充当する。給食費の値上げを抑え子育て世帯への負担軽減を図り、また子どもの健全な心身の育成を支える。 ②学校給食調理費(米価高騰分) ③米価高騰見込分@183円×年間消費量37,265kg×1.08=7,365,055円≒7,366千円(うち2,885千円に交付金を充当) ④市内の学校、園に通う児童等の保護者 ※年間消費量に教職員分は含まない	R7.4	R8.3
8	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策における乳幼児医療費助成市単独事業	①物価高騰に伴い養育費や生活費が増加していることを踏まえ、小学校3年生までの医療費の助成を行い、交付金を充当する。医療費の助成を行うことで当該子育て世帯の経済的支援を図り、また子どもの健全な心身の育成を支える。 ②小学校3年生までの医療費(【市単独事業分】通院1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回までの負担分、入院月3,200円を上限に1割の負担分及び所得制限以上の所得の世帯分) ③市単独事業分 40,833千円(うち6,065千円に交付金を充当) ④小学校3年生までを養育する保護者	R7.4	R8.3
9	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小児インフルエンザ予防接種費用助成事業	①物価高騰に伴い養育費や生活費が増加していることを踏まえ、生後6か月から15歳までのインフルエンザ予防接種費用の一部助成を行い、交付金を充当する。上記の助成を行うことで当該子育て世帯の経済的支援を図り、また子どもの健全な心身の育成を支える。 ②生後6か月から15歳までのインフルエンザ予防接種費用一部助成 1回目助成額2,500円、2回目助成額1,000円 ③1回目助成額@2,500×1941人=4,852,500円 2回目助成額@1,000×1,468人=1,468,000円 合計6,320,500円≒6,321千円(うち2,476千円に交付金を充当) ④生後6か月から15歳までを養育する保護者	R7.4	R8.3
10	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	生徒対外競技参加補助事業	①物価高騰に伴い交通費や宿泊費等の負担が増大していることを踏まえ、中学校等に在籍する生徒が対外競技に出場するための経費の一部を補助し、交付金を充当する。上記の助成を行うことで当該子育て世帯の経済的支援を図り、また子どもの健全な心身の育成を支える。 ②対外競技出場にかかる経費(交通費、大会参加費、選手登録費、宿泊料等) ③市内中学校5校見込 15,392,255円、地域移行分(4種目)4,890千円 合計 20,283千円(うち7,945千円に交付金を充当) ④対外競技に出場する中学生等の保護者	R7.4	R8.3
11	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	第3子以降出産祝い金給付事業	①物価高騰に伴い養育費や生活費が増加していることを踏まえ、安心して子どもを産み育てることができるように、第3子以降出産後に出産祝い金を支給し、交付金を充当する。上記の助成を行うことで当該子育て世帯の経済的支援を図り、また子どもの健全な心身の育成を支える。 ②第3子以降出生者に20万円を支給する ③@200,000×50人(第3子以降出生者見込数)=10,000千円(うち3,917千円に交付金を充当) ④第3子以降出生者とその保護者	R7.4	R8.3
12	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	出産・子育て応援給付金市単独事業	①物価高騰に伴い影響を受けている妊婦、子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成及び子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため、妊娠時5万円、出産後5万円の支給を行い、交付金を充当する。 ②妊娠時5万円、出産時5万円を支給する。 ③出産応援給付金 50千円×210人=10,500千円 子育て応援給付金 50千円×120人=6,000千円 合計 16,500千円(うち交付金充当 3,405千円) ④妊娠の届出及び出生の届出を行った妊婦、子育て世帯等	R7.4	R8.3
13	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策におけるこども医療費助成地方単独事業	①物価高騰に伴い養育費や生活費が増加していることを踏まえ、小学校4年生から中学3年生までの医療費の助成を行い、交付金を充当する。医療費の助成を行うことで小学校4年生から中学3年生までを養育する子育て世帯の経済的支援を図り、また子どもの健全な心身の育成を支える。 ②小学校4年生から中学3年生までの医療費の1割分の市負担分 ③県補助対象分(通院)20,554千円×市負担分(1/2)=10,277千円(うち交付金充当 3,608千円) ④小学校4年生から中学3年生までを養育する保護者	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
14	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策における乳幼児医療費助成地方単独事業	①物価高騰に伴い養育費や生活費が増加していることを踏まえ、小学校3年までの医療費の助成を行い、交付金を充当する。医療費の助成を行うことで当該子育て世帯の経済的支援を図り、また子どもの健全な心身の育成を支える。 ②小学校3年生までの医療費の【地方単独事業分:通院1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回までの自己負担分以外、入院月3,200円を上限に1割の自己負担分以外】のうち市負担分 ③県補助対象分47,934千円×市負担分(1/2)=23,967千円(うち交付金充当 8,414千円) ④小学校3年生までを養育する保護者	R7.4	R8.3
15	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	待機児童対策遠距離通所補助金	①物価高騰に伴い遠距離通所等の負担が増大していることを踏まえ、保育所または認定こども園への入所にあたり、定員超過等の理由により希望の保育所等に入所できず、他の保育所等に遠距離通所することになった児童の保護者の負担の軽減を図るため、当該児童の通所費用の一部を補助し交付金を充当する。 ②③片道10km以上15km未満 @16千円×12ヶ月×2人=384千円 片道20km以上25km未満 @32千円×12ヶ月=384千円 片道km以上30km未満 @48千円×14ヶ月=672千円 合計1,440千円(うち交付金充当 505千円) ④保育所または認定こども園に定員超過等で入所できず他の保育所等へ遠距離通所することになった児童の保護者	R7.4	R8.3
16	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	結婚お祝い新生活支援事業補助金	①物価高騰に伴い大きく影響を受けている婚姻により新生活を開始しようとしている若者の支援並びに過疎地域及び定住促進重点地区の少子化対策の強化のため、新規に婚姻した世帯に対し補助金を交付し交付金を充当する。 ②過疎地域内又は定住促進重点地区内にある新婚世帯 1世帯あたり30万円 ③300千円×24世帯=7,200千円(うち交付金充当 2,528千円) ④下記いずれにも該当する新婚世帯 (1)補助金の申請日において、夫婦双方の住民登録地が同一であり、かつ、過疎地域内又は定住促進重点地区内にある新婚世帯 (2)婚姻日において、夫婦のいずれかの年齢が40歳以下である新婚世帯	R7.4	R8.3
17	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策における路線バス等の上限運賃制事業補助金	①物価高騰に伴い生活費が増加している生活者への支援及びバス利用を促し、公共交通の維持を図ることを目的に交通ICカードNicoPA(ニコパ)を利用して運賃を支払う乗客の運賃の上限額を200円とする。バス事業者に対して、当該事業による運賃収入減収額を助成し交付金を充当する。 ②バス事業者の運賃収入減収額 ③通常料金24,662千円-収入料金9,851千円=14,811千円(うち交付金充当1,040千円) 充当可能額:合計-特別交付税措置額(×0.8)=14,811千円-11,849千円=2,962千円 ④バス利用者、バス運行事業者	R7.4	R8.3